

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和5年10月12日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

みらい創造二号投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	みらい創造二号投資事業有限責任組合
所在地	東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番6号 J P n o i e 恵比寿西1階
無限責任組合員	株式会社みらい創造機構
所在地	東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番6号 J P n o i e 恵比寿西1階
設立年月日	平成26年9月9日
資本金	10百万円
出資者	役員等内部関係者（議決権100%）
役員員の構成	取締役3名（東京工業大学役員以外）の社外取締役1名を含む）、投資委員会4名（東京工業大学役員を含まず、社外取締役1名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役員員の業績評価の基準	全社業績及び個人業績の観点から実施する。 全社業績はファンド運営事業も含めた全事業の業績に連動させる。個人業績は、各役職において期待される行動の発揮度合いや各事業のパフォーマンスに対する寄与度合いに応じて評価する。
役員員の報酬の水準	役員員の報酬は、固定年俸、業績連動賞与およびインセンティブ・ボーナスで構成される。インセンティブ・ボーナスは当ファンドにおける成功報酬の一部を原資とし、役員員が責任とモチベーションを持って業務に従事する体制を整備することを意図して設定する。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

東京工業大学による当ファンドへの有限責任組合員としての出資金額（1億円）以上の資金を特定研究成果活用支援事業の実施に係る資金の額とする。

資金の額の上限は当ファンドの総額から本計画の認定以前に拠出した費用及び投資額を控除した金額とする。

なお、当ファンドの総額は2023年8月末現在40億円。

【無限責任組合員】

株式会社みらい創造機構 0.5億円

【有限責任組合員】

民間企業等 39.5億円

国立大学法人東京工業大学 1億円（予定）

民間企業等 数億円程度（予定）

※ただし、東京工業大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

②特定研究成果活用支援事業の概要

東京工業大学および他の国立大学法人等の技術に関する教育・研究成果を活用しようとする事業者に対して、直接投資を行う。

ファンドの存続期間内に、株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるシード・アーリーからミドル・レーターまでの全ステージの未上場企業を支援対象とし、初回投資においてはシード・アーリーステージにある企業を中心に投資を実行する。

③特定研究成果活用支援事業における助言・支援、資金供給

【実施予定の助言・支援の内容】

- ・ 会社設立の相談
- ・ 経営人材の探索
- ・ 東京工業大学を中心とした研究成果の紹介・マッチング
- ・ 事業計画や資本政策の作成支援
- ・ 社外取締役派遣による経営支援
- ・ VCや金融機関紹介によるファイナンス支援
- ・ 仕入先・販売先開拓の支援
- ・ 知財・法務・会計・税務に関するアドバイザー紹介
- ・ 戦略的提携先やEXIT先開拓の支援

【資金供給】

当ファンドを通じて、事業計画に基づいたマイルストーン投資を行う（普通株式、優先株式他）。

④対象事業者の基準

- ・最先端技術を保有している未公開企業やその他成長ポテンシャルのある技術を有する未公開企業を中心に、学術研究成果の事業化による産業界への貢献、東京工業大学及び我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- ・国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用と当該国立大学法人等における学術研究の進展に資するものであること。
- ・国民経済における生産性の向上、社会的ニーズに則したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- ・支援（投資）を行ってから概ね3～8年以内に外部への売上等による収益化が見込まれ、その後当ファンドの存続期間内に、保有する株式等の売却その他による資金回収の蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- ・対象事業者に対して、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等との協力が見込まれること。

⑤支援内容の基準

- ・研究者の自主性や東京工業大学等の主体性を尊重するとともに、東京工業大学等が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- ・情報の適正な取り扱いに留意しながら、投資事業有限責任組合の組合員集会等を通じて東京工業大学や他のLP出資者に対して必要な説明を行い、ファンド運営の透明性が確保できるものであること。
- ・ファンドの全期間を通じた総収入額が総支出額を上回ることを目指し、適切な分散投資が行えるものであること。
- ・対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであり、そのための事業計画や財務計画について進捗管理を年度ごとに継続的に行えるものであること。
- ・支援実施決定後、積極的な経営又は技術の指導を実施すること。支援対象者に対する支援計画については株式の処分の適切な時期等を含めて十分検討する。
- ・対象事業者に対する支援が、弊社の運営するファンドを通じて直接行うものであること。他社の運営するファンドからの間接投資は行わない。
- ・新たに起業する人材、起業する人の支援を行える人材を育成するものであること。
- ・VC含む他の投資家からの資金調達も可能となるよう、適切な事業計画、資本政策の策定と実行について対象事業者と合意できること。

- ・類似の民間事業者等の活動を不当に妨げないよう配慮し、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、率先して支援を行う。合わせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。
- ・特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であるように投資を行うこと。

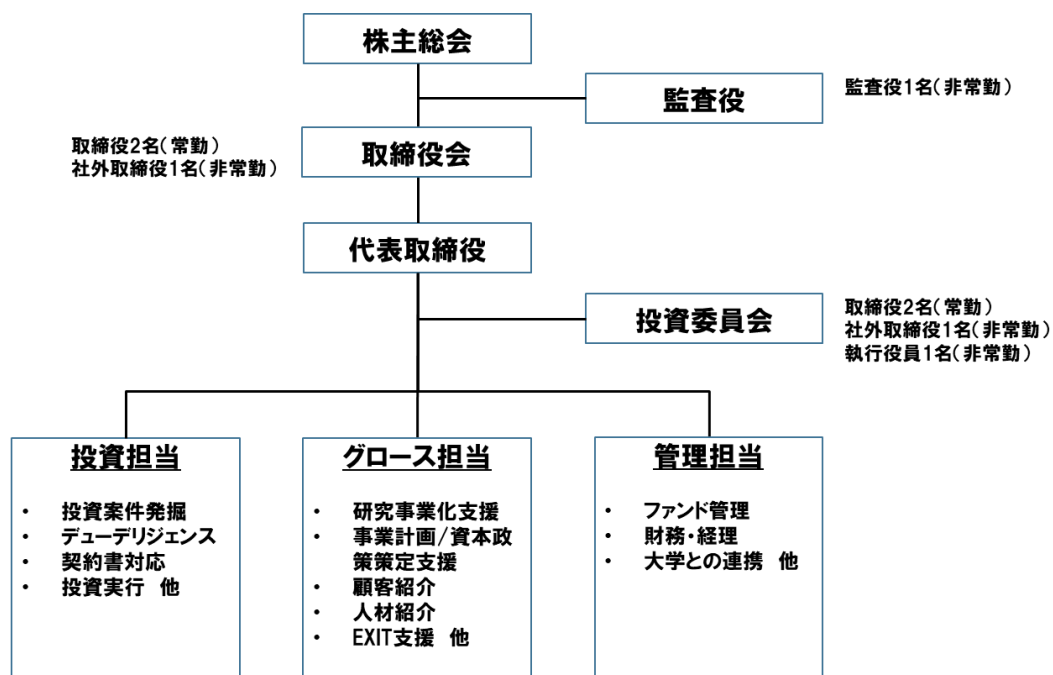
⑥東京工業大学との連携体制

- ・株式会社みらい創造機構が GP として組成・運営するみらい創造二号投資事業有限責任組合に対する、東京工業大学からの LP 出資を受け入れる。
- ・株式会社みらい創造機構は東京工業大学と 2016 年に社会連携活動の推進に向けた包括的連携協定を締結し、同大学の技術・人材を活用したベンチャー企業の創出・育成のための連携協力を実施している。
- ・特定研究成果活用支援事業の推進に必要となる技術評価の支援や、将来の投資先となり得るシーズ発掘等の支援を東京工業大学より受け入れる。
- ・実施体制としては、大学の執行部との半期毎の意見交換や、研究・産学連携本部のスタートアップ支援担当部署との月次意見交換を実施する。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

認定日から令和 13 年 8 月 31 日までとする。ただし、総有限責任組合員出資口数合計の過半数以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合に、最長 2 年の延長も可とする。

(組織図)



- ・ 株主総会、代表取締役の傘下に、投資担当6名（うち常勤4名）、グロース担当3名（うち常勤2名）、管理担当4名（うち常勤3名）を置く
- ・ 役職員の職務執行を監査する独立性、専門性を有する機関として監査役を置く
- ・ 投資決定は、投資、技術、経営等に知見を持つ委員で構成される投資委員会を経る
- ・ 投資対象となる案件の発掘、投資検討、デューデリジェンス、契約交渉等は投資担当が行う
- ・ 研究事業化支援、事業計画策定/資本政策策定支援・顧客紹介・人材紹介等のハンズオン、EXIT支援等はグロース担当が行う
- ・ 経理も含めたファンド管理、関係省庁や大学との連携等は管理担当が行う